



## 知って安心！成年後見制度

高齢者福祉課 ☎ 47-1281

### 成年後見制度とは

認知症や知的障害・精神障害などにより、判断能力が不十分な人が、日常生活において財産管理や契約などで、不利益を被らないように法的に保護し、支えるための制度です。

### ■成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が低下する前に自分で準備をしておく「任意後見制度」とすでに判断能力が低下している人のための制度「法定後見制度」があります。

### ■任意後見制度

判断能力があるうちに、あらかじめ、公正証書によって後見人になってもらう予定の人と契約を結びます。

将来、判断能力が不十分になったときに、その契約に基づいて予定された人（任意後見人）が本人を援助します。

手続き先…お近くの公証人役場

### ■法定後見制度

判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所が適任と認める人

を成年後見人（保佐人、補助人）に選任し、本人の金銭管理や契約の支援をします。

その人の判断能力の程度によって、「成年後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類されます。また、成年後見人（保佐人、補助人）の持つ役割や権限、本人の同意の必要性などは、類型ごとに異なっていますので、詳しくはお問い合わせください。

### ■成年後見相談窓口

●高齢者の場合  
高齢者福祉課 高齢者相談支援係  
☎ 47-1281  
安芸高田市地域包括支援センター  
☎ 47-1132

### ●障害者の場合

障害者福祉課 障害者福祉係  
☎ 42-5615  
安芸高田市障害者基幹相談支援センター  
☎ 47-1080

\*「成年後見制度講演会&相談会」を10月1日（木）13:30から開催します。

詳細は（20ページ）「暮らしの情報 催し」をご覧ください。

## ご存知ですか？国民年金の任意加入制度と国民年金保険料の追納制度

三次年金事務所 ☎ 0824-62-3107

### ご存知ですか？

#### 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市役所本庁総合窓口課・各支所、または年金事務所にお問い合わせください。

①一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

②「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請

### 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

#### 国民年金保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなりま

す。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

なお、追納等についての注意点は次のとおりです。

①一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

免除期間より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」を優先して納めることとなります。

③「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

④「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

⑤「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談は、お近くの年金事務所へお願いします。



## 安芸高田市消防団に女性だけの分団を結成します

—貴女の入団をお待ちしています—

危機管理課 ☎ 42-5625

安芸高田市消防団では、女性団員だけの女性分団を組織するため、団員を募集します。既存の分団とは異なり、広報・啓発が主な活動です。火災現場での消火活動は行いません。あなたの力を、安全安心なまちづくりに活かしてみませんか。

### ■応募資格

安芸高田市内に居住または勤務する者。年齢18歳以上。地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。

### ■募集期間

12月18日まで（発足時期は、平成28年4月の予定です）

### ■主な活動

①広報・啓発活動（防火、防災の緊急手当、消防団員募集などの広報・啓発を、イベントや学校・地域への訪問、広報車巡回等によって行います）

### ■身分・処遇

①非常勤特別職の地方公務員  
②条例に基づく、報酬・手当を支給  
③活動に必要な被服等を貸与  
※公務災害補償、退職報償金などの制度あり

## 災害時に無償で畳の提供を受ける協定の調印を行いました

危機管理課 ☎ 42-5625

7月17日（金）、安芸高田市役所において、安芸高田市長と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（加盟畳店数全国251店舗）との間で、「災害時における畳の提供等に関する協定」の調印が行われました。

これは、地震や風水害が発生し、体育館等に避難所を開設した場合、被災者の救援及び避難所の環境改善を図る目的で、避難所等へ新しい畳を無償で提供していた

この協定により、非常災害に際して避難生活を少しでも改善し、心身の負担を和らげることが期待されます。



協定を交わす  
浜田市長と前田実行委員長



## 旧軍人・軍属、遺族等 援護相談会

広島県社会援護課 ☎ 082-513-3036

恩給関係、援護関係の受給資格や請求手続などに関する相談会を開催します。

※なお、この相談会ではご請求に係る受付事務は行っていません。

### ■日時

9月29日（火）

10:00～15:00

※昼休憩12:00～13:00は相談を受けていません。

### ■場所

広島県三次庁舎第3庁舎 1階101会議室

（三次市十日市東4丁目6-1）  
※県庁社会援護課（本館5階）では、月曜日から金曜日まで、常時ご相談を行っています。（昼休憩12:00～13:00・祝日を除く）